

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によつて、令和二年度随時実施技能検定の実施について、次のとおり公告する。

令和三年三月一日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 実施する検定職種及びその等級は、次のとおりである。

検定職種	作業名	実施する等級
さく井	パークツーション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業	随二、基礎
鋳造	鑄鉄鑄物铸造作業 非鉄金属铸造作業	随二、隨三、基礎
鍛造	ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業	隨三、基礎
機械加工	普通旋盤作業 數值制御旋盤作業	隨二、隨三、基礎
機械加工	フライス盤作業 マシニングセンタ作業	隨二、隨三、基礎
金属プレス加工	金属プレス作業	隨二、隨三、基礎
鉄工	構造物鉄工作業	隨二、隨三、基礎
建築板金	内外装板金作業 ダクト板金作業	隨二、隨三、基礎
工場板金	機械板金作業	隨二、隨三、基礎
アルミニウム陽極酸化処理	電気めつき作業 溶融亜鉛めつき作業	隨二、隨三、基礎
仕上げ	電工具仕上げ作業 治工具仕上げ作業	隨二、隨三、基礎
ダイカスト	金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	隨二、隨三、基礎
電子機器組立て	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
電気機器組立て	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
冷凍空気調和機器施工	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
プリント配線板製造	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
冷凍空気調和機器施工	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
プリント配線板製造	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
回転電機組立て作業	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
変圧器組立て作業	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
電子機器組立て作業	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
電気機器組立て作業	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
回転電機・制御盤組立て作業	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
開閉制御器具組立て作業	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
回転電機・制御盤組立て作業	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
プリント配線板設計作業	機械検査作業	隨二、隨三、基礎
プリント配線板製作作業	機械検査作業	隨二、隨三、基礎

配管	タイル張り	築炉	左官	とび	かわらぶき	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	水産練り製品製造	建築大工	大工工事作業	かまぼこ製品製造作業	パン製造	石材施工	手積み積層成形作業	強化プラスチック成形	プラスチック成形	製本	印刷
建築配管作業 プラント配管作業	タイル張り作業	築炉作業	左官作業	とび作業	かわらぶき作業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	水産練り製品製造作業	建築大工	大工工事作業	かまぼこ製品製造作業	パン製造	石材施工	手積み積層成形作業	強化プラスチック成形	プラスチック成形	製本作業	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 段ボール箱製造作業
随二、 随三、 基礎	随一、 随二、 基礎	随三、 基礎	随一、 随二、 基礎	随三、 基礎	随一、 随二、 基礎	随一、 随二、 基礎	随一、 随二、 基礎	随一、 随二、 基礎	随一、 随二、 基礎	随一、 随二、 基礎	木製建具手加工作業	家具手加工作業	オフセット印刷作業	紙器・段ボール箱製造	帆布縫製	帆布製品製造	

型枠施工	型枠工事作業			随一、随二、基礎
鉄筋施工	鉄筋組立て作業			随一、随三、基礎
防水施工	コンクリート圧送工事作業			随一、随二、基礎
コンクリート圧送施工	シリング防水工事作業			随一、随三、基礎
防水施工	プラスチック系床仕上げ工事作業			随一、随三、基礎
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業			随一、随三、基礎
内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業			随一、随三、基礎
熱絶縁施工	ボード仕上げ工事作業			随一、随三、基礎
熱絶縁施工	カーテン工事作業			随一、随三、基礎
保温保冷工事作業	ビル用サッシ施工作業			随一、随三、基礎
サッシ施工	ウェルポイント施工作業			随一、随三、基礎
表装	壁装作業			随一、随三、基礎
塗装	建築塗装作業			随一、隨二、基礎
塗装	金属塗装作業			隨二、隨三、基礎
塗装	鋼橋塗装作業			隨二、隨三、基礎
工業包装	噴霧塗装作業			隨二、隨三、基礎
工業包装作業	工業包装作業	隨一、隨二、基礎	隨一、隨二、基礎	隨一、隨二、基礎

注 実施する等級の随二、随三及び基礎は各々隨時二級、隨時三級及び基礎級を指す。

注 隨時二級の試験については、受検しようとする職種に係る隨時実施の三級実技試験に合格した者に限り受けができるものとし、隨時三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けが able るものとする。

二 試験の方法

実技試験と学科試験によって行う。

三 技能検定試験の実施期日等

1 実技試験

(一) 実施期日

令和三年四月一日（木）から令和四年三月三十一日（木）までの間において、広島県職業能力開発協会が別に指定する日に行う。

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ広島県職業能力開発協会から受検者宛に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

令和三年四月一日（木）から令和四年三月三十一日（木）までの間において、広島県職業能力開発協会が別に指定する日に行う。

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

四 手数料

1 実技試験の手数料は、検定職種ごとに次の表の手数料のとおりとする。

検定職種	手数料
左記以外の職種	一八、二〇〇円
機械検査	一五、一〇〇円
婦人子供服製造	一五、一〇〇円

2 学科試験

三千百円

五 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

2 提出先

広島県職業能力開発協会

〒七三〇一〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ五階

電話（〇八二）二四五—四〇二〇

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで受け付ける。

4 申請書用紙及び受検案内の交付

申請書用紙及び受検案内は、広島県職業能力開発協会で交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。

六 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記四一に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千百円）の合計額を銀行振込によって広島県職業能力開発協会に納付すること。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

七 合格者の発表等

1 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験及び学科試験の合否結果については、広島県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

合格者には、広島県知事名の合格証書を交付する。

八 その他

技能検定についての問合せは、広島県商工労働局職業能力開発課（〒七三〇一八五一
広島市中区基町一〇番五二号 電話〔〇八二〕五一三一三四三一〔ダイヤルイン〕）又は
広島県職業能力開発協会にすること。